

個別品目の関税率等の見直し

平成 30 年 11 月 6 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 基本税率の取扱い

## 基本税率について

- 関税定率法上の基本税率は、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準等を勘案して設定されているが、物資所管省庁の要望を踏まえ、必要に応じて見直しを行っている。

### < 最近の個別品目の関税率の見直し状況 >

29年度改正	<ul style="list-style-type: none"><li>● ナッツジュースに係る税率の移替え</li><li>● パラ・ニトロクロロベンゼン、メタ・アラミド、玩具及び衛生用品に係る基本税率の無税化</li></ul>
30年度改正	<ul style="list-style-type: none"><li>● 剣道用小手の基本税率の無税化</li><li>● ラミー糸の基本税率の無税化</li><li>● 化粧品、繊維製品の税細分を統合</li></ul>

## 平成31年度改正要望

- 輸入・国内生産の状況などを踏まえ、以下の項目について、関税改正要望が提出されている。

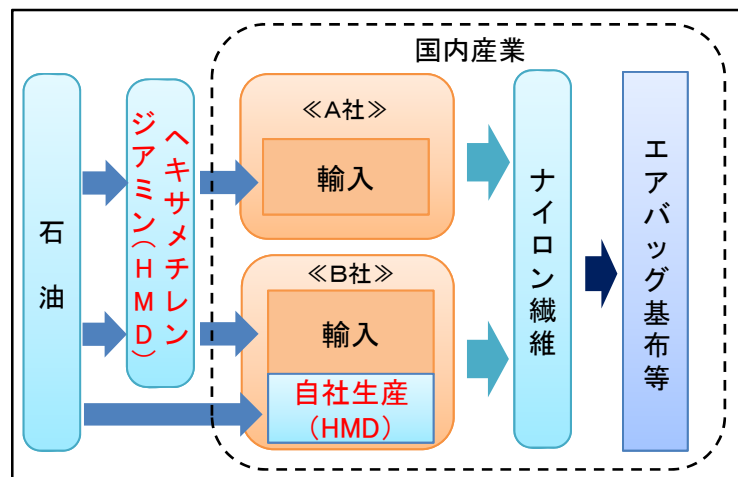
	項目名	用途等	輸入額 (29年度実績)	現行税率	要望内容
1	ヘキサメチレンジアミン	エアバッグ基布等の原料	約174億円	3.1% (協定税率) ※基本税率は4.6%	無税化 (基本税率)
2	海藻製品	のりの佃煮、焼きのり等	約70億円 (注)	17.5~29.8% (基本税率又は協定税率)	分類変更への対応

(注)しよ糖の含有量が全重量の50%以上の海藻製品については、貿易統計から輸入額を取得することができないことから、計上していない。

# 個別品目の関税率等の見直し

## ヘキサメチレンジアミン

### 1. 製造・加工工程



### 2. 現状及び見直しの方向性

- 国内で使用するヘキサメチレンジアミンの約6割が輸入品
- 残る約4割は国内ナイロン繊維メーカーが自社生産しているが、自社の生産だけで賅えない分を輸入

- 需給の逼迫によりナイロン繊維の原料であるヘキサメチレンジアミンの価格が上昇する中、海外において代替素材を用いた安価なエアバッグ基布生産に向けた動きがみられ、さらなる競争の激化が予想される。

- 国内ナイロン繊維メーカーの国際競争力維持のため、ヘキサメチレンジアミンの基本税率を無税化(4.6%→無税)

## 海藻製品

### 1. 関税率と国内の生産状況

- 砂糖を加えたもの(のりの佃煮等)  
・実行税率:28%~29.8%
- 砂糖を加えてないもの(焼きのり、ひじき等)  
・実行税率:17.5%~25%
- 海藻製品は国内の零細漁業者の主要な生産品

※海藻類の国内生産額:約1,431億円  
(農林水産省「平成28年漁業産出額」)



### 2. 現状及び見直しの方向性

- 海藻製品は、これまで関税率表第2106.90号(その他の調製食料品)に分類されてきた

- 平成30年1月のHS委員会(関税分類の国際会議)における決定を踏まえ、今後、海藻製品は第2008.99号(植物の調製食料品)に分類する必要
- 新分類(第2008.99号)の実行税率は12~16.8%と、現行の海藻製品の関税率を下回る水準

- 引き続き、国内産業を保護する必要があることから、新分類(第2008.99号)に分類変更される海藻製品に対し、税細分を新設した上で、現行(第2106.90号)と同水準の関税率を設定